



かねやま

お知らせ版



かぼまる

平成28年7月21日発行／第40号

発行／金山町

電話54-5111

編集／総務課総務係

目次

沼沢湖水まつり「のぼり旗」の掲揚／熱中症に注意！！	1ページ
国民健康保険税の税率変更／森林の取得に届け出制度	2ページ
JR只見線で出かけよう応援企画／原子力災害にかかる「個別相談会」	3ページ
からだ楽々教室／里山整備に助成	4ページ
後期高齢者医療被保険者の方へ	5ページ
金山町国民健康保険の方へ	6ページ
診療所だより	7ページ
8月の資源回収について	8ページ

沼沢湖水まつり「のぼり旗」の掲揚について

「沼沢湖水まつり」を8月6日（土）と7日（日）の両日開催します。イベントを町民全体で盛り上げるため、のぼり旗の掲揚にご協力ください。

なお、歩行者や車などの安全を確保するため、国道や県道の道路敷、標識の支柱などには設置しないよう注意してください。

記

・期間 7月31日（日）から8月7日（日）まで

・場所 各戸の主要道路からの入口付近（敷地内）

※期間終了後、各戸で「のぼり旗」を撤去してください。

のぼり旗、ポールをお持ちでない場合は、役場へご連絡。

◎お問い合わせ：商工観光係 ☎54-5327

熱中症に注意！！

全国各地で熱中症による救急搬送が増加しています。熱中症とは、室温や気温が高い中で体内の水分や塩分などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、だるさ、けいれんや意識異常など、様々な障害を起こす症状です。

これらを予防するために、室温の調整やこまめな水分補給、適度な休憩を心掛けましょう。また、自分で水が飲めなかったり、脱力感や倦怠感が強く動けない、意識がない（おかしい）、全身のけいれんがあるなどの症状が現れたり、発見した場合は、ためらわずに救急車を呼びましょう。



救急・救助は119番

◎お問い合わせ：会津坂下消防署金山出張所

☎55-3100

保健福祉係

☎54-5135

平成 28 年度 国民健康保険税の 税率が変わります

◎お問い合わせ：住民課
★国保税に関すること
【住民税務係】0241-54-5121
★給付に関すること
【保健福祉係】0241-54-5135

今年度、金山町では下記のとおり国民健康保険税を改定します。

平成28年度からの新しい税率

区分	医療保険分		後期高齢者支援分		介護保険分	
	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
所得割	4.55%	4.55%	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%
資産割	19.00%	<u>17.00%</u>	9.84%	9.84%	9.00%	9.00%
均等割(1 人)	18,300 円	<u>18,600 円</u>	8,700 円	8,700 円	10,200 円	10,200 円
平等割(世帯)	16,000 円	<u>16,500 円</u>	6,900 円	6,900 円	7,000 円	7,000 円
賦課限度額	520,000 円	<u>540,000 円</u>	170,000 円	<u>190,000 円</u>	160,000 円	160,000 円

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減拡大

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯は「均等割」と「平等割」が軽減されます。(世帯主の所得については、国民健康保険の加入・未加入にかかわらず判定の対象になります)

軽減割合	軽減対象となる所得の基準
7 割	世帯の所得が 33 万円以下
5 割	世帯の所得が 33 万円 + (<u>26 万 5 千円</u> × 被保険者数) 以下
2 割	世帯の所得が 33 万円 + (<u>48 万円</u> × 被保険者数) 以下

森林の取得に届け出制度

森林の所有者がわからないと、森林所有者に対する助言等ができなかったり、間伐等を効率良く進めることができなくなります。このため、森林内にある土地を取得した時は、個人か法人によらず届け出が必要となっています。届け出には面積の基準はありませんので、売買のほか、相続、贈与などで新たに取得した時は、小さな面積であっても届け出の対象となります。

届け出の方法は、新たに所有者となった日から 90 日以内に、取得した土地がある市町村の長に届け出ます。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、法定相続人の共有物として届け出が必要です。

◎お問い合わせ：農林振興係 ☎ 5 4 - 5 3 2 1

5人未満OK！
家族のみOK！

夏休み企画

JR只見線で出かけよう！

只見線のりのり倶楽部ではJR只見線の復旧を目指して、町民の皆さんが企画・実施するツアーを支援していますが、さらなる利用拡大にむけて、夏休み期間限定で支援の枠を拡大します。

町民の18歳以下の子どもと大人でJR只見線を利用(家族のみ・5人未満可)

JR只見線管内の往復旅費（汽車賃）＋施設入場料（食事代含む）等
（上限1人2,000円まで）

※期間は7月15日（金）～8月31日（水）までです。

家族旅行やおじいちゃんとお孫さんなど、どんなご利用でも支援いたします。

通常の5名以上の団体への支援も年間を通じて行っております。ご利用いただいた後でも、領収書等があれば支援いたしますので、この機会にぜひ、JR只見線・代行バスをご利用ください。

◎お問い合わせ：只見線のりのり倶楽部（復興政策課内） ☎ 54-5203

原子力損害にかかる「個別相談会」

福島第一原子力発電所事故により法人及び個人事業主が被った風評被害等による損害に対する賠償の仕組みや具体的な手続きについての「個別相談会」を開催します。

◇対 象 本件事故による風評被害で損害を受けられた町内で事業を営む観光業、
商工業、サービス業、農林業等の事業主・関係者 の方

◇日 程 8月9日（火） 午前11時～午後3時

◇場 所 金山町老人福祉センター（ゆうゆう館）

○予約専用電話番号 0242-24-0710（会津若松補償センター）

○予約受付時間 午前9時～午後4時（土日を除く開催日の前日午後4時まで）

※上記予定日でも事前予約がない場合は、相談窓口を開設しませんので御注意ください。

◎お問い合わせ：東京電力(株) 福島補償相談室

☎ 0120-926-404

からだ楽々教室～しなやかな★からだづくり～ 〇〇〇〇参加者募集〇〇〇〇

自宅でできるからだのケアやトレーニングの方法を学ぶ教室が6月から始まりました。

6月から10月は「しなやかなからだづくり」を目指し、誰でも簡単にできるストレッチを実施します。普段使わない筋肉を伸ばし、とても気持ちがいいのでぜひ一度お試しください。事前申し込みは不要です。



中川（ゆうゆう館）	横田公民館
8月29日（月）	8月30日（火）
9：30～11：00	9：30～11：00



※持ち物：参加費は150円、健康手帳（無い方はこちらで配布いたします）

※講師：島田 一郎 先生

※内容：6月から10月はストレッチを行っています。

◎お問い合わせ：保健福祉係 ☎54－5135

里山整備に助成

県では、地域住民などが生活に身近な場所にある森林を自ら整備に取り組む「里山整備事業」に対して、整備に必要な道具の購入などを助成します。

◆対象となる取り組み◆

- ・森林の見通しを改善する伐採、刈払いなど
- ・野生生物の被害の防止など
- ・荒廃した里山林の除間伐など

◆対象となる主な経費◆

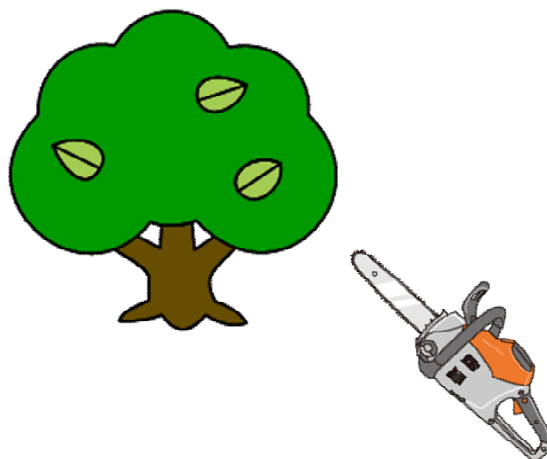
- ・チェーンソーなどの道具の購入費
- ・作業に必要な燃料費
- ・伐採木を運搬する車両の借上料
- ・刈払機などの講習会費用
- ・第三者への整備作業の委託料

◆助成の上限◆

- ・整備面積1haあたり40万円
- ・面積上限2ha程度（下限0.1ha）

◆実施主体◆

- ・集落、NPO法人、小学校のPTAなどの任意団体
（設立に関する規約のある団体であれば規模は問いません）



◎お問い合わせ：会津農林事務所 ☎0241－24－5735

後期高齢者医療被保険者の方へ (75歳以上の方、後期高齢者被保険者である障害者の方)

医療費が高額になりそうなとき

住民税非課税世帯の方は
医療費の窓口負担が軽減できます

入院するときや、高額な外来診療を受けるときは、病院での支払いが大変高額になる場合があります。そのようなとき、「限度額適用・標準負担額減額認定証」があると、病院等での支払いが下記の額まで安くなります（1月単位、保険適用分のみ）。ただし、「住民税非課税世帯」の方に限ります。

世帯区分		外来 (個人単位)	外来と入院 (世帯単位)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ (世帯の全員が非課税)	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ (世帯の全員が非課税かつ それぞれの所得が0円、年金 収入80万円以下等)		15,000円
現役並所得者 (課税所得 145 万円以上)		44,400円	80,100円+(医療費 - 267,000円)×1%
上記以外の方(一般)		12,000円	44,400円

「減額額適用・
標準負担額
減額認定証」が
発行できます。

※保険適用の診療が対象です。 ※75 歳になる月は額が変わります。

※更に詳しい内容は後期高齢者医療被保険者証に同封したパンフレットをご覧ください。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証の発行には申請が必要です。

次のものを持参して、住民課 保健福祉係で申請してください。

- ・認定証が必要な方（被保険者）の印鑑
- ・後期高齢者医療被保険者証（28 年度は桃色です）
- ・マイナンバーカード（無い方はマイナンバー通知カード）
- ・身分証明書（介護被保険者証、年金証書などいずれか 1 点。マイナンバーカード（顔写真付き）を持参する場合は不要）
- ・代理人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要です。

※有効期間は申請した月の 1 日からです。お早めに申請してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示しない場合や、住民税課税世帯（上の表の「現役並所得者」、「一般」）の方でも、上の表の限度額を超えた場合は、後ほど高額療養費として払い戻されます。

医療費の負担を軽くする制度があります

★医療費の支払いが高額になったとき

1か月の医療費の自己負担額が高額になったときは、申請により限度額（下の表の額）を超えた分が「高額療養費」として国保から支給されます。

該当する方には、診療を受けた月から約2か月後に、役場住民課から申請の案内を差し上げます。

申請には医療費の領収書が必要です。捨てずに保管しておきましょう。

★医療費の支払いが高額になりそうなとき

入院するとき、高額な外来診療・お薬を受けるときは「限度額適用認定証」（非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関の窓口に表示すれば、医療機関の窓口での支払いが限度額までになります。このため、一度に用意する費用が少なくて済みます。

「限度額適用認定証」の発行には、申請が必要です

次のものを持参して、役場 住民課 保健福祉係で申請してください。

- ・保険証 ・印鑑 ・マイナンバーカード（無い方はマイナンバー通知カード）
- ・本人確認書類（介護保険証、年金証書など、いずれか1つ）

※ただしマイナンバーカード（顔写真付き）を持参する場合は不要。）

※国保税を滞納している世帯には原則として発行できません。また発行後も返還を求める場合があります。（国民健康保険法施行規則第27条の14の2）

有効期間は、申請した月の1日からです。お早めに申請してください。

★自己負担限度額（月額） ※保険適用外の診療や食事代は除く等、計算にはきまりがあります。

（1）70歳未満の方

所得区分		年3回目まで	年4回目以降※
ア	901万円超	252,600円+ (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,000円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※過去12か月間に、高額療養費に該当した月が4回以上あった場合、4回目以降は自己負担限度額が引き下げられ、この額が適用になります。

（2）70歳～74歳の方

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並所得者	44,400円	80,100円+（医療費 - 267,000円）× 1% ※年4回目以降 44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※所得区分の計算方法は、高齢受給者証に同封した送付文とパンフレット等をご覧ください。

※一般、現役並所得者には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行はありません。お手持ちの「高齢受給者証」で限度額までのお支払いになります。

◎お問い合わせ：保健福祉係 ☎ 54-5135

診療所だより

8月の診療体制

8月15日(月)、16日(火)は、休診させていただきます。

本所外来担当

曜	午 前	午 後
月	押 部 先生	午後4時まで休診（かねやまホーム出張診療） 午後4時～5時 本所診療（押部先生）
火	押 部 先生	浅野先生 または 山元先生 （宮下病院医師）
水	押 部 先生	牧 先生 （宮下病院医師）
木	押 部 先生	松井田 先生（会津医療センター医師）
金	五十嵐 先生 （宮下病院医師） 検査～かねやまホーム出張診療（押部先生）	

◆月曜日の午後1時から4時ごろまでは、かねやまホーム診療のため休診になります。

◆健診や予防注射が予定されている場合は、終了までお待ちいただきます。

23日(火) 14:00～ かねやまホーム歯科検診

26日(金) 14:00～ 乳幼児内科・歯科健診

沼沢出張診療所

- ☺ 毎週 水曜日
- ☺ 午後1:00～2:30
（午後2時までに受付をお願いします）
- ☺ 担当医：押部先生
- 電話 55-3251

横田出張診療所

- ☺ 毎週 火曜日・木曜日
- ☺ 午後1:00～3:30
（午後3時までに受付をお願いします）
- ☺ 担当医：押部先生
- 電話 56-4242

歯科診療案内

- ☺ 月～金 午前9:00～12:00 午後1:00～5:00 （電話予約可能）
※上記以外の時間でも、可能な限り対応します。
（仕事や学校に行く前、終わってから、など）
時間外診療を希望される方は、電話でご相談ください。
- ☺ 担当医：市川先生

【無料歯科相談を行っています】

市川先生による無料歯科相談を行っています。希望される方は窓口にお申し込みください。

金山町国民健康保険診療所 電話 54-2031

8月の資源回収

町内全域

月 日	種 類
8月 3日（水）	プラスチック容器包装 
4日（木）	ペットボトル
6日（土）	段ボール
13日（土）	紙類 
17日（水）	プラスチック容器包装 

川口・沼沢地区のみ

月 日	種 類
8月 17日（水）	缶類  
24日（水）	びん類・不燃ごみ

西谷・本名・横田地区のみ

月 日	種 類
8月 3日（水）	缶類  
10日（水）	びん類・不燃ごみ

※びんは雨水が入らないように立てずに横に倒して出して下さい。

※殺虫剤などのスプレー缶の中身が残っていると、処理をする際に爆発し、大変危険です。中身を使い切り、穴をあけてから捨ててください。

※燃やせるごみはよく水気を切って出してください。

◎お問い合わせ／保健福祉係・電話54-5135